

自治法第96条第2項に基づく議決事件 (平成28年2月現在)

	追加の有無	事件名	基本構想の議決事件指定について				
			(1) 規定無し	(2) 規定有り			
				① 第96条第2項に基づく単独条例により指定	② 基本構想等に関する単独条例により規定	③ 議会基本条例により規定	④ その他
猪名川町	○	町行政に係る重要な計画の策定、変更又は廃止		H26.9.24			
多可町	○	多可町議会基本条例、定住自立圏形成協定				H24.6.7	
稲美町	○	基本構想の策定又は変更、基本計画の策定又は変更、都市計画マスタープランの策定又は変更		H23.6.24			
播磨町	○	基本構想の策定、変更又は廃止、基本計画の策定、変更又は廃止、都市計画マスタープランの策定、変更又は廃止、町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、特に重要なもの				H22.12.10	
市川町	×		○				
福崎町	○	総合計画の基本構想及び基本計画、都市計画マスタープラン、福崎町公営住宅等長寿命化計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者プラン				H25.6.11	
神河町	○	町総合計画の基本構想及び基本計画 都市計画・上下水道計画、社会福祉・医療計画、産業振興計画、町民生活の安全・交通・環境計画、教育計画、次世代育成計画、人口問題・住宅計画、行財政改革大綱、長期財政計画				H24.12.12	
太子町	×		○				
上郡町	○	定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める旨の通知、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想		H24.9.3			
佐用町	○	定住自立圏形成協定				H26.3.26	
香美町	○	基本構想(本町における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めるものをいう。)及び同構想に基づく基本計画の策定、変更又は廃止に関すること 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づく定住自立圏の形成に関する協定の締結、変更又は廃止に関すること		H24.6.18			
新温泉町	○	新温泉町総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止に関すること、定住自立圏形成協定の締結又は変更に関すること、定住自立圏形成協定の廃止を求める通告に関すること		H27.6.25			